

委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

十勝ファムトリップ実施検証事業（とから「食と観光」連携推進事業）委託業務

2 委託業務の目的

近年、十勝管内への観光入込客数は増加傾向にあるが、依然として日帰り・通過型の形態が多いことから、今後、高い経済効果が見込める周遊・長期滞在型の観光形態へ転換していく必要があり、そのための商品開発が喫緊の課題となっている。

そこで、農業王国と呼ばれる豊富な「食」と大雪山系から十勝平野、太平洋へと続く豊富な観光資源、近年可能となってきている様々な体験を組み合わせた十勝ならではのプレミアムなモデル（モニター）ツアーを実施することにより、国内富裕層の十勝地域への誘客促進と周遊・滞在型観光の推進を図る。

3 委託業務の内容

国内富裕層のニーズを把握し、十勝ならではの食や観光、自然・農業体験等を盛り込んだプレミアムな長期滞在型観光モデル（モニター）ツアーを実施し、国内富裕層向けの十勝の新しい周遊・長期滞在型観光のモデルを構築する。

(1) モデルツアーの企画・実施

ア 受託事業者の蓄積データや、観光事業者へのヒアリング結果などを反映させた、国内富裕層向け十勝管内長期滞在型観光モデルツアー（2泊3日以上）の企画

イ 上記のツアーに参加するモニター（3名以上）の発掘と選任

ウ 上記アのツアーの実施（10月～2月）

エ モニターへのアンケート調査の実施

オ 振興局を交えたモニターとの意見交換会の開催

(2) 有識者等による検討会の実施

富裕層観光について見識のある方を管内外から招へいし、検討会を1回開催する。（会場として十勝合同庁舎の使用は可能）

ア モデルツアーの実施結果及びアンケート調査の結果、意見交換会の内容の検証

イ 十勝地域における富裕層誘客と周遊・滞在型観光についての方向性の提言

(3) 事業報告会の実施

自治体、観光関係団体、観光関連企業の関係者を集めた報告会を1回開催する。（会場として十勝合同庁舎の使用は可能）

(4) 実施結果をまとめた報告書の作成（紙媒体A4版3部及びCD-ROM1枚）

4 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

ア 本業務を実施するにあたり、専門的な知識・ノウハウを有しているか。

イ 本業務の企画・実施にあたり、効果的で適切なスケジュール、必要な業務処理体制を組んでいるか。

(2) 企画提案内容

ア 国内富裕層のニーズを把握・分析し、新しい周遊・長期滞在型観光モデルの提案となっているか。

イ 十勝ならではの食・体験メニューが選定されているか。

ウ 国内富裕層一般の意見などが把握できると認められるモニターが選任できるか。

エ 十勝の富裕層観光の方向性等を創案できる様な検討会構成となっているか。

オ 本事業の結果を管内関係者へ周知できる有意義な報告会の提案となっているか。

5 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。

(3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

6 その他

(1) 公募手続において使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 無効となる提出書類

企画提案書及び附属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

- ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果物が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
- ウ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
- オ 全ての提出書類は返却しない。
- カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（担当：守屋、宮崎）

住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

電 話：0155-27-8538

FAX：0155-25-7756